

エコアクション21認証取得費助成金のご案内

エコアクション21は、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づいた環境に配慮した経営の促進を図る中小事業者のための認証・登録制度です。区では、認証・登録に必要な経費の一部を助成します。

●申し込みできる事業者

区内で事業を営み、前年度の特別区民税(法人にあっては、法人住民税)を滞納していない方で、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合に該当する方が対象です。

●助成の対象となる経費

区内に所有する事業所についてエコアクション21認証を新規または更新取得をするために要した審査費用(交通費、宿泊費を除く)及び認証・登録費用が対象となります。

●助成金額

助成金額は下記の計算式となります。(1,000円未満は切り捨てです。)

申請額 = (審査料 + 認証・登録料) ÷ 認証取得申請事業所総数 × 区内事業所数 × 補助率(2分の1)
限度額は、8万円です。

*例:区内1事業所と区外1事業所を同時に認証・登録された場合(審査料、認証・登録料は、従業員数等により異なります)

審査料	認証・登録料	認証取得申請事業所総数	区内事業所数	補助率	申請額
110,000円	110,000円	2箇所	1箇所	1/2	55,000円

●申し込み方法

エコアクション21認証取得費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、環境課窓口にお持ちください。

1. エコアクション21認証・登録証の写し(有効期限内のものに限る。)
2. 環境経営レポート
3. エコアクション21認証の審査及び認証・登録に要した費用明細が分かる書類及び支払いが確認できる書類の写し(①審査費用の請求書又は審査費用が記載されている審査計画書 ②認証・登録料の請求書 ③審査費用の振込み明細書等 ④認証・登録料の振込み明細書等)
4. 前年度分特別区民税納税証明書(法人にあっては、法人住民税納税証明書)
5. その他区長が必要と認めるもの

●お願い

- ・複数の事業所を同時に認証取得した場合の助成金交付申請額など不明な点は、事前にお問い合わせください。
- ・助成金交付申請書等は、区のホームページよりダウンロードできます。
(トップ→くらし・手続き→環境→省エネ・地球温暖化対策・助成→エコアクション21認証取得費助成金のご案内)

お申込み・お問い合わせ先
葛飾区役所 環境部環境課環境計画係
葛飾区立石 5-13-1
区役所 4階 410番窓口
電話 (5654) 8227・FAX (5698) 1538

○ エコアクション21とは

環境経営システム「エコアクション21」は、環境省が策定した環境経営システムです。中小事業者にとって経費や労力の負担が少なく、簡易に環境への負荷改善を行うことができます。

○エコアクション21に取り組むことのメリット



- 環境への取組を比較的容易で、効率的に進めることができます。
- 環境経営システムを構築・運用することにより、経費の削減や生産性の向上など経営的にも効果をあげることができます。
- 環境経営レポートを作成し、外部に公表することにより、利害関係者（取引先や一般消費者等）に対しての信頼性が向上します。

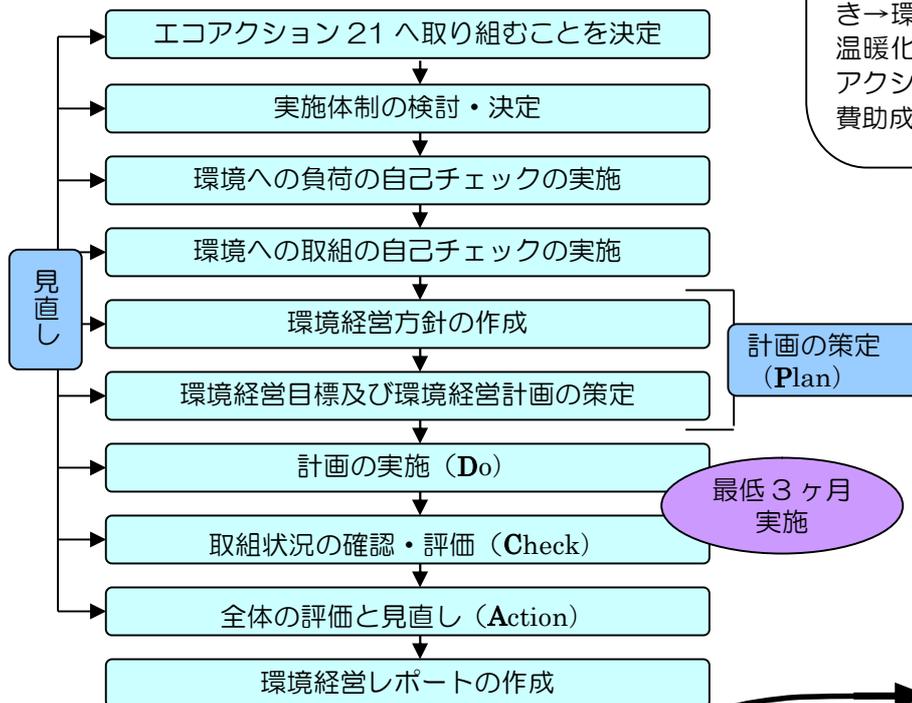
* 認証取得費用は、ISO14001 の 1/10 程度で比較的安価です。

区では、この認証取得費の一部を助成します

詳しくは裏面または区のホームページをご覧ください。

(トップ→暮らし・手続き→環境→省エネ・地球温暖化対策・助成→エコアクション21 認証取得費助成金のご案内)

○エコアクション21の取組手順



○ エコアクション21のサイクル

このサイクルにより、継続的改善を図り、環境への取組だけでなく、経費削減など経営的にも効果をあげることができます。

